

九大環環第 32号  
平成29年8月31日

各 部 局 長 殿

環境安全センター長

山 中 美智男

公印省略

### 疑似医療系廃棄物の収集について（通知）

本学では、これまで、医療行為、動物実験等で使用されていない注射器等を疑似医療系廃棄物として回収し、プラスチック製の注射筒等は粉碎して廃プラスチックとして、注射針等は使用できなくして金属くずとして委託処分していました。

先般、本年度の疑似医療系の廃棄物の一括回収委託処理を行いました。以下のような事例が多数判明しました。

1. 本来、感染性廃棄物として処理されるべき血液様のものが付着した注射器、注射針が混入していた。
2. 針等の鋭利な金属製部分とプラスチック製注射筒等との分別が不十分であった。
3. ポリエチレン製袋に注射針付きの注射器が入れられていた。
4. 医療系廃棄物専用（ハザードマーク付き）の容器に入れられた疑似医療系の廃棄物が出されていた。

以上のものは疑似医療系の廃棄物としては処理できないため、委託業者より返品されました。改めて、感染性廃棄物として委託処理することで手続きを行なっています。

この件を受けて、次年度より、疑似医療系の廃棄物の一括回収処理はできなくなりました。

これまで疑似医療系廃棄物としていた廃棄物は、全て、感染性廃棄物としての処理をすることとしましたので、通知いたします。今後は、注射器等は医療系廃棄物専用（ハザードマーク付き）の容器等に収納して、感染性廃棄物としての取り扱いをしていただくようお願いします。

担当部課	総務部環境安全管理課環境管理係 青柳・田代（内線 90-2074）
E-mail	syakankyo@jimu.kyushu-u.ac.jp